

在宅高齢者向けの除排雪サービス

自力で除排雪ができない世帯を対象に、外出時の通路を確保する除排雪サービスを行っています。

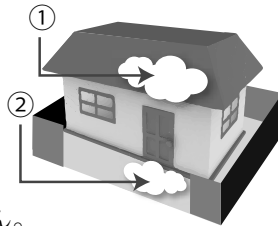


対 象

- ・おおよね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・身体障がい者のみの世帯
- ・高齢者と身体障がい者のみの世帯
- ※ 除排雪を援助してくれる親族・知人等が近くにいないことや敷地内にロードヒーティング等が設置されていないことを原則とします。

除排雪の範囲

- ① 落雪により外出できなくなる恐れがある場合の屋根部分
- ② 道路に面した出入口から玄関先までの敷地内の通路部分



※ 公道や歩道の除排雪はできません。

実施日 おおよね10cm以上の降雪があった日
(時間の指定はできません)

実施期間 おおよね 12月下旬～翌年3月
(土・日・祝日と年末年始を除く)

お申込みには訪問調査と事前登録が必要になります。
詳しいことは、お住まいの地区の地域包括支援センターか市役所担当窓口にお問合せください。

地域包括支援センター	地 区	名 称	電話番号等
	西 部	あ さ ひ	☎27-8880 旭町4-12
	中央部	こ ん	☎33-0555 時任町35-24
	東央部	厚 生 院	☎57-7740 高丘町3-1
	北東部	西 堀	☎52-0123 中道2-6-11
	北 部	よ ろ こ び	☎62-6161 港町2-2-25
東 部	社 協	☎82-4700 浜町538-2	

市役所担当窓口	高齡福祉課 (市役所2階)	☎21-3025
	亀田支所 亀田福祉課	☎45-5482
	戸井支所 市民福祉課	☎82-2112
	恵山支所 市民福祉課	☎85-2335
	楳法華支所 市民福祉課	☎86-2111
	南茅部支所 市民福祉課	☎25-6045

11月
は

高齢者虐待 防止推進月間



市は今年度から11月を「高齢者虐待防止推進月間」と定め、高齢者虐待について周知・啓発をすすめます。

高齢者虐待とは

- 65歳以上の方に対して行われる以下の行為です。
- ・身体的虐待(暴力を加える。行動を制限する。)
 - ・ネグレクト(食事を与えない。介護・世話をしない。)
 - ・心理的虐待(暴言・無視・心理的外傷を与える言動)
 - ・性的虐待(わいせつな行為をする・させる)
 - ・経済的虐待(財産を不当に処分する。日常生活に必要な金銭を渡さない。) ※内容は一例

虐待かもと思ったら

ためらわずに高齡福祉課(市役所2階)、亀田福祉課、地域包括支援センターに相談・通報してください。
(連絡先は上の記事「除排雪サービス」に記載)

高齢者の虐待防止・孤立防止パネル展

期 間 11月25日(月)～29日(金)
会 場 市役所1階市民ホール
お問合せ 高齡福祉課 ☎21-3025

市民の皆さんの意見を公募します パブリックコメント手続き

案と意見応募用紙は、担当課、市役所1階スペース、各支所で配布するほか、市のHPに掲載します。

今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性(案)」

人口減少や将来的な財政負担を見据え施設の数や規模の見直しの方向性を定めようとするものです。

公募期間 11月15日(金)～12月16日(月)

担 当 課 財務部管理課 ☎21-3504

(仮称) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例(素案)

暴力団の排除に関し、基本理念、市・市民・事業者の責務や基本的施策を定めようとするものです。

公募期間 11月1日(金)～12月2日(月)

担 当 課 暮らし安心課 ☎21-3169

函館市観光基本計画(案)

26年度から10年間の観光施策の指針となる新たな基本計画を策定するものです。

公募期間 11月18日(月)～12月18日(水)

担 当 課 観光振興課 ☎21-3383